

別表第二（第一条関係）（昭37通産令96・全改、昭50通産令57・昭62通産令75・昭63通産令76・平12通産令235・令2経産令92・一部改正）

（表）

輸出取引承認申請書

経済産業大臣 殿

申請者

氏名又は名称
及び代表者の氏名

住

所

※承認番号	
※有効期限	

申請年月日

電話番号

次の輸出取引の承認を申請します。

1 承認申請事項

①数量 ②価格 ③品質 ④意匠 ⑤代金決済方法 ⑥その他の取引条件（ ）

2 買主名 _____ 住 所 _____

3 仕向国 _____ 経 由 地 _____

4 商品名等

商品名及びその明細	数量及び単位	FOB単価	総 価 額
	計		計 (FOB建てUS\$換算額)

(ただし、数量及び総額が _____ %増加することがある。)

5 代金決済方法 _____

6 その他の取引条件 _____

※ 承認又は不承認

この輸出取引承認申請は、輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令第1条第1項の規定により ① 承認する。② 次の条件を付けて承認する。③ 承認されたので通知する。④ 次の条件を付けて承認されたので通知する。⑤ 承認しない。

条件

経済産業大臣又は輸出組合理事長の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

(裏)

※通 関

税関申告番号	商品名	船積数量	インボイス額	通関年月日	税関名

- 注 (1) 用紙の大きさは、A列4番とします。
- (2) ※印の欄は、記入しないでください。
- (3) 「承認申請事項」の欄は、該当事項の番号に×印をつけてください。
- (4) 「買主名」及びその「住所」の欄には、輸出の相手方たる買主の氏名又は名称と住所（以下「氏名等」という。）を記入してください。なお、買主又は支払人と荷受人が異なるときは、買主及び支払人の氏名等は同欄の上の行に、荷受人の氏名等は下の行に記入して下さい。
- (5) 「経由地」の欄は、貨物が仕向国に至るまでに積み替えられる場合以外は記入する必要がありません。
- (6) 「数量」の欄は、数量が承認申請事項となっている場合に限り、計の欄に記入する数字の直前及び直後に※印をつけてください。
- (7) 「単価」の欄は、価格が承認申請事項となっていない場合には、記入する必要がありません。
- (8) 「その他の取引条件」の欄は、価格、品質、意匠及び代金決済方法以外の取引条件が承認申請事項となっている場合に限り、承認申請に必要な事項を記入してください。
- (9) 「承認又は不承認」の欄は、該当事項の番号に×印をつけます。